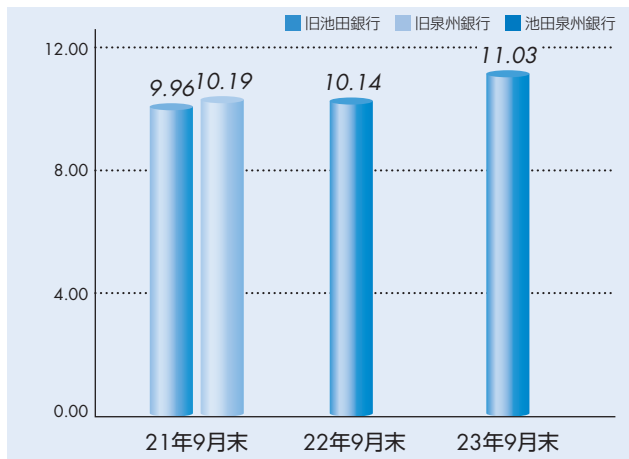


自己資本比率（国内基準・単体）

（単位：％）

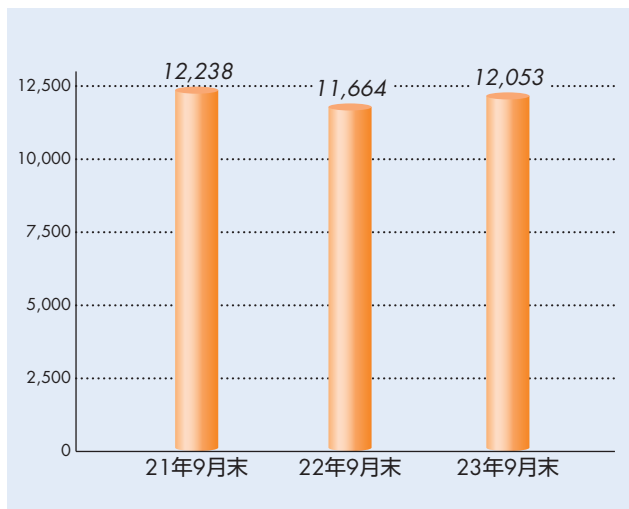


※自己資本比率の計算方式（国内基準）

$$\frac{\text{基本的項目（資本金、剰余金等）} + \text{補完的項目（一般貸倒引当金、劣後ローン等）}}{\text{リスク・アセット等（信用リスク度合いを考慮した資産額等）}} \times 100$$

有価証券残高

（単位：億円）



万円となりました。

業務純益に不良債権処理費用並びに株式関係損益などの臨時損益を加減した経常利益は29億46百万円となり、特別損益及び法人税等を計上後の中間純利益は35億43百万円となりました。

（資産・負債の状況）

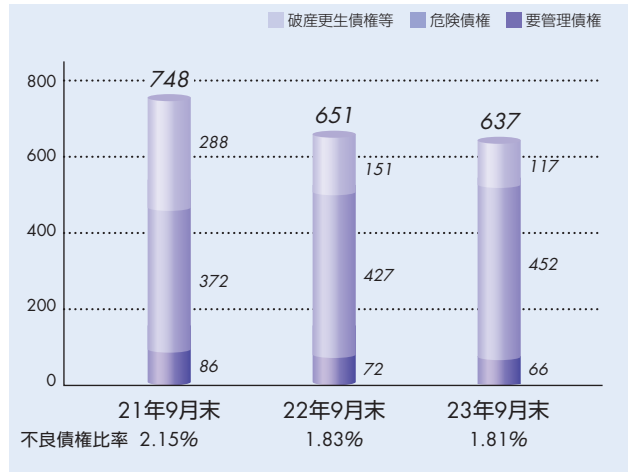
預金の当中間連結会計期間末残高は、4兆3,454億円となりました。

貸出金の当中間連結会計期間末残高は、3兆4,480

資産の健全化について

●金融再生法に基づく債権の開示

（単位：億円）



●平成23年9月期の保全状況

（単位：億円）

	債権額	保全額	保全率
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	117	117	100.00%
危険債権	452	408	90.28%
要管理債権	66	42	63.92%
合計	637	569	89.33%
正常債権	34,479		

保全額:担保等による保全額+貸倒引当金

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のことです。

要管理債権

要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものです。（要注意先:貸出条件、債務の履行状況、財務内容に問題があり、今後の管理に注意が必要な債務者。）

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権以外のものに区分される債権のことです。

億円となりました。

有価証券の当中間連結会計期間末残高は、1兆2,016億円となりました。

なお、単体ベースの預金残高は、個人預金・法人預金ともに増加し、前中間会計期間末比658億円増加の4兆3,542億円に、貸出金残高は、事業性貸出は増加したものの、個人ローンが減少し、前中間会計期間末比198億円減少の3兆4,617億円に、有価証券残高は、前中間会計期間末比389億円増加の1兆2,053億円になりました。